



国保の加入・脱退

健康保険や世帯状況が変わるときは手続きを
忘れずに行いましょう。

問い合わせ 国保課（市庁舎1階、☎65・4138）

国民健康保険（国保）は、病気やけがをした際に安心して病院で受診することができるよう、加入者の皆さんで保険料を出し合い、医療費の負担を支えあう、助け合いの制度です。

国保に加入する人

- 次の人を除き、すべての人が必ず加入しなければなりません。
- ・被用者保険（社会保険）や国民健康保険組合などに加入している人とその扶養家族
 - ・生活保護を受けている人
 - ・後期高齢者医療制度に加入している人

加入・脱退する場合は届け出を

国保に加入・脱退する場合は、事由が生じた日から14日以内に国保課へ届け出てください。国保への加入手続きが遅れると、保険料をさかのぼって納付する必要があります。また、他の保険に加入しても自動で国保を脱退したことにはならないため、保険料の請求が続きますので、ご注意ください。

届け出が必要なとき

- ☑ **国保に加入するとき**
 - ① 他市町村で国保に加入していた人が帯広市に転入したとき
 - ② 子どもが生まれたとき
 - ③ 職場の健康保険を脱退したり扶養から外れたとき（郵送可）
 - ④ 生活保護を受けなくなったとき
- ☑ **国保を脱退するとき**
 - ⑤ 帯広市から転出するとき
 - ⑥ 職場の健康保険に加入したり被扶養者になったとき（郵送または電子申請可）
 - ⑦ 生活保護を受けたとき
 - ⑧ 死亡したとき

手続きに必要な持ち物

窓口に来る人の本人確認書類^{※1}、世帯主と対象者のマイナンバーが確認できる書類のほか、上記事由別に以下のものをお持ちください。

- ①② 戸籍住民課に提出した住民異動届の控え
- ③ 勤め先などが発行する健康保険資格喪失証明書
- ④ 保護廃止決定通知書など保護の廃止が分かるもの
- ⑤ 国保の資格確認書等^{※2}、戸籍住民課に提出した住民異動届の控え（引っ越しワンストップサービス利用者は提出不要）
- ⑥ 国保の資格確認書等^{※2}、新しい資格確認書等^{※2}または健康保険資格取得証明書
- ⑦ 国保の資格確認書等^{※2}、保護開始決定通知書など保護の開始が分かるもの
- ⑧ 国保の資格確認書等^{※2}

※1 本人確認書類…運転免許証、マイナンバーカードなど
 ※2 資格確認書等…資格確認書、資格情報のお知らせ



宿泊税を活用した観光振興が始まります

問い合わせ

税の用途に関すること 観光交流課（市庁舎7階、☎65・4169）
 課税事務に関すること 市民税課（市庁舎2階、☎65・4119）



市ホームページID.1019186

宿泊税とは

宿泊税とは、ホテルや旅館、民泊施設などに宿泊する場合に、宿泊者に課税する地方税（法定外目的税）です。帯広市内の宿泊施設に宿泊する場合は、帯広市の宿泊税と北海道の宿泊税それぞれが課税されます。



宿泊税導入の目的

帯広市ではこれまで、自然や食などの地域の強みを生かした観光振興に取り組んできましたが、道央・道東地域の中間に位置し、通過型の観光地となっていること、観光入り込み客数の季節変動が大きいこと、また、訪日外国人旅行者数が道内他都市と比べて少ないことなどが課題となっています。

こうした課題に対応するため、観光振興施策の受益者である宿泊者の皆さんに広く一定の負担を求める「宿泊税」を令和8年度から導入します。

新たな財源である宿泊税を活用し、より効果的な観光施策を展開し、さらなる交流人口の拡大による地域経済の活性化と持続的な発展による活力あるまちづくりを推進していきます。

宿泊税の活用の考え方

宿泊税は、以下の三つの方針に基づく事業に活用します。

- 1 観光客やビジネス客、訪日外国人旅行者などの受け入れ環境の充実**
例：宿泊者の利便性向上に資する施設の環境整備 など
- 2 地域資源の魅力向上**
例：観光コンテンツの充実 など
- 3 持続可能な観光振興**
例：観光マーケティングに基づく魅力向上 など



制度概要

課税開始	令和8年4月1日（水）			
宿泊税額	宿泊料金（1人1泊）	北海道宿泊税	帯広市宿泊税	合計
	～19,999円	100円		300円
	20,000円～49,999円	200円	200円	400円
	50,000円～	500円		700円
支払う人	帯広市内の宿泊施設に宿泊した人			
支払い方法	宿泊施設の指定する方法で、宿泊施設に支払い			
課税免除される人	修学旅行などの学校行事や認定こども園などが行う行事に参加する人およびその引率者			

北海道の宿泊税に関する
詳細・問い合わせはこちら▶

